

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2084号から第2086号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当でなく、開示範囲を拡大すべきであると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「体罰に関する報告書（横浜市立A小学校 特定文書番号 特定年月日）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2084号】

- (2) 「体罰に関する報告書（横浜市立B小学校 特定文書番号 a 特定年月日甲）」及び「体罰に関する報告書（横浜市立C中学校 特定文書番号 b 特定年月日乙）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2085号】

- (3) 「体罰に関する報告書（横浜市立D小学校 特定文書番号 特定年月日）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2086号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2084	平成29年9月19日	平成29年10月19日	平成29年10月31日	平成29年12月11日	個人	教育委員会
2085	平成29年9月19日	平成29年10月19日	平成29年10月31日	平成29年12月11日	個人	教育委員会
2086	平成29年9月19日	平成29年10月19日	平成29年10月31日	平成29年12月11日	個人	教育委員会

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2084	<p>「体罰に関する報告書（横浜市立A小学校 特定文書番号 特定年月日）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰の発生場所の一部、個人（当該児童及び保護者）の氏名、在籍学級、生年月日（当該児童及び当該教諭）、年齢（当該児童及び当該教諭）、傷病名及び部活動名を推測できる記載部分 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号及び第6号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該教諭の氏名及び担当学年組 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該児童・保護者、その他の児童及びその他の教諭の心情、感想、考え方、判断及びそれらを示す表現等が記載された部分（以下「感想等」という。） <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、開示することによって、当該児童及びその保護者、当該教諭その他の関係者間の信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	開示範囲を拡大すべき
2085	<p>「体罰に関する報告書（横浜市立B小学校 特定文書番号a 特定年月日甲）」（以下「文書1」という。）及び「体罰に関する報告書（横浜市立C中学校 特定文書番号b 特定年月日乙）」（以下「文書2」という。）（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人（当該児童及び保護者）の氏名、在籍学級、生年月日（当該児童及び当該教諭）、年齢（当該児童及び当該教諭）、当該児童の様子及び被害を受けた児童（以下「被害児童」という。）との関係 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人（当該生徒及び保護者）の氏名、在籍学級、生年月日（当該生徒及び当該教諭）、年齢（当該生徒及び当該教諭）、傷病名、部活動名を推測できる記載部分及び被害を受けた生徒（以下「被害生徒」という。）との関係 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号及び第6号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該教諭の担当学級並びに当該児童に対する心情、感想、考え方、判断及びそれらを示す表現等が記載された部分 	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
2085		<p>(以下「感想等」という。)</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p> <p>・当該教諭の氏名、職種、担当学年組及び当該生徒に対する感想等</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p> <p>・当該児童・保護者及びその他の児童の感想等</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、文書1は、児童及びその保護者から体罰の被害の状況等を聞くことにより正確な情報を記録しており、開示することにより、児童及びその保護者との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。)</p> <p>・当該生徒・保護者の感想等</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、文書2は、生徒及びその保護者から体罰の被害の状況等を聞くことにより正確な情報を記録しており、開示することにより、生徒及びその保護者との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。)</p>	
2086	<p>「体罰に関する報告書（横浜市立D小学校 特定文書番号 特定年月日）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・発生場所の一部、当該児童の氏名、在籍学級、生年月日、年齢及び保護者氏名並びに当該教諭の生年月日及び年齢並びに当該児童の学級が推測できる記載部分及び当該児童・保護者の心情に関する記載部分</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。)</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号及び第6号に該当</p> <p>・当該教諭の氏名、職種及び担当する学級</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p> <p>情報公開条例第7条第2項第6号に該当</p> <p>・当該教諭、学校及び学級に対する学校長の評価</p> <p>(開示することにより、当該教諭、児童及びその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>	<p>開示範囲を 拡大すべき</p>

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2084	<p>《学校教育事務所における体罰に関する報告書に係る事務について》</p> <p>横浜市では、体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。</p> <p>学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、学校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき、「体罰に関する報告書」を作成し、教育委員会事務局の所管課（小中義務教育学校においては方面別の学校教育事務所指導主事室）に提出し、報告する。報告を受けた学校教育事務所指導主事室は、体罰事実の認定のため、体罰審査委員会に諮る。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立A小学校の学校長が特定年月日に教育委員会事務局に提出した体罰に関する報告書である。</p> <p>ア 体罰に関する報告書は様式が定められており、当該様式には、発生日時及び発生場所、概要（発生の状況）、当該児童の氏名、在籍学年・組、性別、生年月日、年齢及び保護者氏名並びに当該教諭の氏名、職種、担当学年・組、性別、生年月日及び年齢の記載欄があり、また、「1 発生の経過及び状況」、「2 関係者からの事情聴取」、「3 体罰をした教職員に関すること」、「4 学校長に関する事項」及び「5 事実経過」と記入すべき項目が示されている。</p> <p>イ 本件処分において、実施機関は、体罰の発生場所の一部、当該児童欄に記載された被害を受けた児童（以下「被害児童」という。）の氏名、在籍組、生年月日、年齢及び保護者の氏名、当該教諭欄に記載された体罰を行った教諭（以下「体罰教諭」という。）の氏名、生年月日、年齢及び担当学年組並びに概要（発生の状況）欄及び「1 発生の経過及び状況」以下の項目に記載された内容のうち、傷病名、部活動を推測できる記述並びに被害児童、被害児童の保護者、その他の児童及びその他の教諭の感想等を情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。また、体罰教諭の氏名及び担当学年組並びに被害児童、被害児童の保護者、その他の児童及びその他の教諭の感想等を情報公開条例第7条第2項第6号にも該当するとしている。</p> <p>なお、実施機関は、学校名、校長の氏名及び被害児童の在籍学年については開示している。</p> <p>ウ これに対し、審査請求人は、個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市と同様、体罰事故報告書の教員名等は公開されるべきであると主張しているので、以下検討する。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 被害児童の氏名、生年月日及び年齢、被害児童の保護者の氏名並びに体罰教諭の生年月日及び年齢について</p> <p>当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 体罰教諭の氏名について</p> <p>(ア) 実施機関は、他の情報と照合することにより、被害児童及び保護者の氏名並びに在籍組を識別することができるおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>(イ) これに対し、審査請求人は、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件（確定）。以下「平成18年大阪高裁判決」という。）、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（確定）。以下「平成29年神戸地裁判決」という。）等を示し、体罰教諭の氏名を公にすると特定の被害児童が識別されるという理論は司法判断で否定されていると主張している。</p> <p>(ウ) そこでこれらの裁判例を見ると、兵庫県の情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）</p>

答申 番号	判断の要旨
2084	<p>及び神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）（以下これらを「兵庫県等条例」という。）の条文解釈として、「特定の個人を識別することができるもの」とは、他の情報と関連付けることができ、そのことによって、間接的に特定の個人を識別することができる場合を含む趣旨である等としたうえで、その要件について、「一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによる方法であり、同方法によって特定の個人を識別することが相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、単に特定の個人を識別することができる可能性がある場合を除くものと解するのが相当」（平成18年大阪高裁判決）、「特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非開示とすべきものと解される。」（平成29年神戸地裁判決）という解釈を示し、これらの要件に照らして、体罰教諭の氏名を公にすることによる被害児童の識別性を否定する結論が導かれている。</p> <p>(エ) これらの裁判例は個人情報保護の利益に比して情報公開の意義を重視しているように見える。</p> <p>この点については、まず、裁判例が依拠する兵庫県等条例は、非開示とすべき個人情報を、「特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」（兵庫県）、「特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報（・・・）であって次に掲げるもの・・・ ア 公にしないことが正当であると認められるもの」（神戸市）と規定しており、いわゆるプライバシー型の条例であることに留意する必要がある。これに対して横浜市の情報公開条例は、個人識別型の条例であり、個人が識別される情報を特に限定せずに非開示事由として規定した上で、ただし書を置いて、個人情報保護と情報公開の調整を図っている。</p> <p>もともと、個人識別型の条例においてもプライバシー型の条例においても、情報公開請求権と個人情報保護の権利利益の調整が図られる結果、実際の運用において大きな違いを生じないと一般に考えられている。</p> <p>結局、上記裁判例は、特定の条例の下において特定の開示請求事案に対する一つの判断を示したものと理解するのが適当であると解され、必ずしも一般化できるものではないのであり、本件処分は司法判断に反するとの審査請求人の主張は必ずしも正鵠を得たものとはいえないと当審査会は判断する。</p> <p>(オ) 横浜市の情報公開条例は、地方自治の本旨に基づき、市民が市政に積極的に参加できるようにするため、市民が市政に関し必要な情報を得られるよう、市民の知る権利を十分尊重していくことを基本理念の一つとして制定されたものであるが、その一方で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（情報公開条例第3条）としている。</p> <p>したがって、情報公開に当たっては、被害児童や保護者の個人に関する情報が保護されなければならない、児童生徒が特定され個人の権利利益を害するおそれのある情報には、慎重な配慮がなされるべきである。特に、心身の発達途上にある被害児童の保護法益は最大限に尊重されなければならない。</p> <p>(カ) また、横浜市の情報公開条例では、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる場合」に非開示とすることが条文上明記されているが、「他の情報」について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引（以下「手引」という。）では、「照合の対象となる「他の情報」としては・・・何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。」との解釈が従前から示されている。</p> <p>近年は、SNSの普及等情報通信技術の急速な進歩を受けた社会のデジタル化によ</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2084</p>	<p>り、関心をもてば、限定された範囲の情報であっても個人を容易に特定できるような状況が現出している。そのような状況を考慮すると地域住民等限られた範囲でのみ保有される情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報についても、上記(ウ)で述べた児童生徒が特定され個人の権利利益を害するおそれのある情報として、これまでも増して慎重な配慮がなされるべきである。</p> <p>横浜市の情報公開条例は、個人識別型の条例であって、「他の情報」も条文上限定されていないこと、地域住民等一定の範囲内の者であれば保有し、又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報についても、当該個人の立場に立てば非開示として保護すべき個人の利益があること、近年のSNS等に係る状況などから、横浜市の情報公開条例の解釈としては、上記手引の解釈は妥当性を有するものと解される。確かに、情報公開制度を守る立場から「他の情報」の範囲がいたずらに拡大しないような解釈が求められるが、「他の情報」の範囲については事案の性質、個人情報の性質により個別具体的な判断が求められるのであり、本件では、上記のように被害児童の法益が重視されるべきものであると解される。</p> <p>(キ) 本件審査請求文書を見分したところ、仮に体罰教諭の氏名を公にすると、地域住民や学校関係者等であれば入手可能である情報と照合することにより、体罰という機微に渡る事案における被害児童及び被害児童の保護者が識別されるおそれがあることは否定できない。</p> <p>したがって、体罰教諭の氏名は、被害児童の個人に関する情報の一部であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 体罰の発生場所の一部、体罰教諭の担当学年組、被害児童の在籍組及び傷病名並びに部活動名を推測できる記述について</p> <p>実施機関は、他の情報と照合することにより被害児童を識別できることとなる情報であるとして、非開示としている。</p> <p>このうち、実施機関が部活動名を推測できるとした記述は別表1に示す部分であるが、当審査会が見分したところ、当該部分を公にしたとしても、直ちに、いくつもの部活動がある中で特定の部活動を推測することができる情報とは認められなかった。</p> <p>したがって、別表1に示す部分に係る情報は、本号本文に該当しない。</p> <p>体罰の発生場所の一部、体罰教諭の担当学年組並びに被害児童の在籍組及び傷病名は、被害児童の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより被害児童を識別できることとなる情報であると認められ、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 被害児童、被害児童の保護者及びその他の児童の感想等について</p> <p>実施機関は、本件のような体罰事件においては、特定の個人が識別されることはないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>当審査会が見分したところ、被害児童、被害児童の保護者及びその他の児童の感想等は、被害児童の受けた体罰に係る率直な感情や、保護者の憤りなど、個人の内面に関する情報であり、特定の個人が識別されることはないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>オ その他の教諭の感想等について</p> <p>実施機関は、被害児童及び被害児童の保護者の氏名並びに被害児童の在籍組を識別することができるおそれがあり、また、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、非開示としている。</p> <p>その他の教諭の感想等は別表2に示す部分に係る情報であるが、当審査会が見分したところ、発生場所に居合わせた教諭が学年全体の様子や雰囲気を感じ取った感想であり、こ</p>

答申 番号	判断の要旨																						
2084	<p>これらの記載を公にすることにより、特定の個人を識別することはできず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められなかった。</p> <p>したがって、別表2に示す部分に係る情報は、本号本文に該当しない。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、上記の情報公開条例第7条第2項第2号に該当すると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。そこで、その余の部分について、以下検討する。</p> <p>イ その他の教諭の感想等について</p> <p>実施機関は、関係者の内心の秘密に関する情報が開示されることにより、被害児童、被害児童の保護者、体罰教諭その他の関係者間の信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>当審査会が見分したところ、別表2に示す部分に係る情報は、発生場所に居合わせた教諭のものであり、学年全体の様子や雰囲気を感じ取った感想であった。これらの記載を公にしても、被害児童、被害児童の保護者、その他の教諭その他の関係者間の信頼関係が損なわれるとは考えがたく、今後の学校運営の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、本号には該当しない。</p> <p>別表1（部活動名を推測できる記述）</p> <table border="1" data-bbox="240 857 1453 1249"> <thead> <tr> <th>該当部分の表示</th> <th>該当部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要（発生の状況）</td> <td>3行目 41文字目から4行目 6文字目まで</td> </tr> <tr> <td>1 発生の経過及び状況</td> <td>1行目 31文字目から39文字目まで</td> </tr> <tr> <td>（1）発生に至るまでの経過</td> <td>8行目 4文字目から16文字目まで</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>1行目 12文字目から21文字目まで</td> </tr> <tr> <td>（2）発生の状況</td> <td>2行目 15文字目から31文字目まで</td> </tr> <tr> <td>2 関係者からの事情聴取</td> <td>3行目 19文字目から29文字目まで</td> </tr> <tr> <td>（4）発生場所に居合わせた児童</td> <td>6行目 19文字目から30文字目まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（その他の教諭の感想等）</p> <table border="1" data-bbox="240 1335 1453 1529"> <thead> <tr> <th>該当部分の表示</th> <th>該当部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 関係者からの事情聴取</td> <td>2行目 2文字目から3行目 16文字目まで</td> </tr> <tr> <td>（5）発生場所に居合わせた教職員等</td> <td>6行目 2文字目から33文字目まで</td> </tr> </tbody> </table>	該当部分の表示	該当部分	概要（発生の状況）	3行目 41文字目から4行目 6文字目まで	1 発生の経過及び状況	1行目 31文字目から39文字目まで	（1）発生に至るまでの経過	8行目 4文字目から16文字目まで	同	1行目 12文字目から21文字目まで	（2）発生の状況	2行目 15文字目から31文字目まで	2 関係者からの事情聴取	3行目 19文字目から29文字目まで	（4）発生場所に居合わせた児童	6行目 19文字目から30文字目まで	該当部分の表示	該当部分	2 関係者からの事情聴取	2行目 2文字目から3行目 16文字目まで	（5）発生場所に居合わせた教職員等	6行目 2文字目から33文字目まで
該当部分の表示	該当部分																						
概要（発生の状況）	3行目 41文字目から4行目 6文字目まで																						
1 発生の経過及び状況	1行目 31文字目から39文字目まで																						
（1）発生に至るまでの経過	8行目 4文字目から16文字目まで																						
同	1行目 12文字目から21文字目まで																						
（2）発生の状況	2行目 15文字目から31文字目まで																						
2 関係者からの事情聴取	3行目 19文字目から29文字目まで																						
（4）発生場所に居合わせた児童	6行目 19文字目から30文字目まで																						
該当部分の表示	該当部分																						
2 関係者からの事情聴取	2行目 2文字目から3行目 16文字目まで																						
（5）発生場所に居合わせた教職員等	6行目 2文字目から33文字目まで																						
2085	<p>《学校教育事務所における体罰に関する報告書に係る事務について》</p> <p>横浜市では、体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。</p> <p>学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、学校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき、「体罰に関する報告書」を作成し、教育委員会事務局の所管課（小中義務教育学校においては方面別の学校教育事務所指導主事室）に提出し、報告する。報告を受けた学校教育事務所指導主事室は、体罰事実の認定のため、体罰審査委員会に諮る。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立B小学校の学校長が特定年月日甲に、横浜市立C中学校の学校長が特定年月日乙にそれぞれ教育委員会事務局に提出した体罰に関する報告書である。</p> <p>ア 体罰に関する報告書は様式が定められており、当該様式には、発生日時及び発生場所、概要（発生の状況）、当該児童生徒の氏名、在籍学年・組、性別、生年月日、年齢及び保護者氏名並びに当該教諭の氏名、職種、担当学年・組、性別、生年月日及び年齢の記載欄</p>																						

答申 番号	判断の要旨
2085	<p>があり、また、「1 発生の経過及び状況」、「2 関係者からの事情聴取」、「3 体罰をした教職員に関する事」、「4 学校長に関する事項」及び「5 事実経過」と記入すべき項目が示されている。</p> <p>イ 文書1について</p> <p>本件処分において、実施機関は、当該児童欄に記載された被害児童の氏名、在籍組、生年月日、年齢及び保護者の氏名、当該教諭欄に記載された体罰を行った教諭（以下「体罰教諭」という。）の生年月日、年齢及び担当組並びに「1 発生の経過及び状況」以下の項目に記載された内容のうち、被害児童の様子、被害児童との関係、被害児童に対する感想等並びに被害児童、被害児童の保護者及びその他の児童の感想等を情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。また、体罰教諭の担当組、被害児童に対する感想等並びに被害児童、被害児童の保護者及びその他の児童の感想等を情報公開条例第7条第2項第6号にも該当するとしている。</p> <p>なお、実施機関は、学校名、校長の氏名、体罰教諭の氏名及び被害児童の在籍学年については開示している。文書1に係る体罰教諭は、当該体罰事件に関して懲戒処分を受け、氏名が公表されていることから、本件処分においても氏名を開示としたとのことである。</p> <p>ウ 文書2について</p> <p>本件処分において、実施機関は、当該生徒欄に記載された被害生徒の氏名、在籍組、生年月日、年齢及び保護者の氏名、当該教諭欄に記載された体罰教諭の氏名、生年月日、年齢、職種及び担当学年組並びに概要（発生の状況）欄及び「1 発生の経過及び状況」以下の項目に記載された内容のうち、傷病名、部活動を推測できる記述、被害生徒との関係、被害生徒に対する感想等並びに被害生徒及び被害生徒の保護者の感想等を情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。また、体罰教諭の氏名、職種、担当学年組、被害生徒に対する感想等並びに被害生徒及び被害生徒の保護者の感想等は情報公開条例第7条第2項第6号にも該当するとしている。</p> <p>なお、実施機関は、学校名、校長の氏名及び被害生徒の在籍学年については開示している。</p> <p>エ これに対し、審査請求人は、個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書の教員名等は公開されるべきであると主張しているので、以下検討する。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 文書1について</p> <p>(ア) 被害児童の氏名、生年月日、年齢及び保護者の氏名並びに体罰教諭の生年月日及び年齢について</p> <p>当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 被害児童の在籍組、被害児童の様子及び被害児童との関係について</p> <p>実施機関は、他の情報と照合することにより、被害児童が識別されるおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>当審査会が見分したところ、当該情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であると認められ、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(ウ) 被害児童、保護者及びその他の児童の感想等について</p> <p>実施機関は、本件のような体罰事件においては、当該記載部分を開示することにより新たに特定の個人が識別されることはないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>当審査会が見分したところ、被害児童の受けた体罰に係る率直な感想や、保護者の憤りなど、個人の内面に関する情報であり、特定の個人が識別されることはないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして認められ、本号本文後段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>

答申 番号	判断の要旨
2085	<p>(エ) 体罰教諭の担当組及び被害児童に対する感想等について 実施機関は、他の情報と照合することにより、被害児童及び被害児童の保護者の氏名並びに被害児童の在籍組を識別できるおそれがあるとして、非開示としている。 当審査会が見分したところ、別表1に示す部分に係る情報は、体罰教諭の発言内容であり、体罰に関する情報であるが、他の情報と照合することにより、被害児童及び被害児童の保護者を識別できるおそれがあるとは認められなかった。 したがって、別表1に示す部分に係る情報は、本号本文に該当しない。 その余の情報は、他の情報と照合することにより、被害児童及び被害児童の保護者を識別することができる情報であると認められ、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 文書2について</p> <p>(ア) 被害生徒の氏名、生年月日、年齢及び保護者の氏名並びに体罰教諭の生年月日及び年齢について 当該情報は、被害生徒、被害生徒の保護者及び体罰教諭の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 体罰教諭の氏名について</p> <p>a 実施機関は、他の情報と照合することにより、被害生徒及び被害生徒の保護者の氏名並びに被害生徒の在籍組を識別されるおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>b これに対し、審査請求人は、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件（確定）。以下「平成18年大阪高裁判決」という。）、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（確定）。以下「平成29年神戸地裁判決」という。）等を示し、体罰教諭の氏名を公にすると特定の被害生徒が識別されるという理論は司法判断で否定されていると主張している。</p> <p>c そこでこれらの裁判例を見ると、兵庫県の情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）及び神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）（以下これらを「兵庫県等条例」という。）の条文解釈として、「特定の個人を識別することができるもの」とは、他の情報と関連付けることができ、そのことによって、間接的に特定の個人を識別することができる場合を含む趣旨である等としたうえで、その要件について、「一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによる方法であり、同方法によって特定の個人を識別することが相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、単に特定の個人を識別することができる可能性がある場合を除くものと解するのが相当」（平成18年大阪高裁判決）、「特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非開示とすべきものと解される。」（平成29年神戸地裁判決）という解釈を示し、これらの要件に照らして、体罰教諭の氏名を公にすることによる被害生徒の識別性を否定する結論が導かれている。</p> <p>d これらの裁判例は個人情報保護の利益に比して情報公開の意義を重視しているように見える。 この点については、まず、裁判例が依拠する兵庫県等条例では、非開示とすべき個人情報として、「特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」（兵庫県）、「特定の個人が識別され、若しくは識別される情報（・・・）であって次に掲げるもの・・・ ア 公にしないことが正当である</p>

答申 番号	判断の要旨
2085	<p>と認められるもの」(神戸市)と規定しており、いわゆるプライバシー型の条例であることに留意する必要がある。これに対して横浜市の情報公開条例は、個人識別型の条例であり、個人が識別される情報を特に限定せずに非開示事由として規定した上で、ただし書を置いて、個人情報保護と情報公開の調整を図っている。</p> <p>もつとも、個人識別型の条例においてもプライバシー型の条例においても、情報公開請求権と個人情報保護の権利利益の調整が図られる結果、実際の運用において大きな違いを生じないと一般に考えられている。</p> <p>結局、上記裁判例は、特定の条例の下において特定の開示請求事案に対する一つの判断を示したものと理解するのが適当であると解され、必ずしも一般化できるものではないのであり、本件処分は司法判断に反するとの審査請求人の主張は必ずしも正鵠を得たものとはいえないと当審査会は判断する。</p> <p>e 横浜市の情報公開条例は、地方自治の本旨に基づき、市民が市政に積極的に参加できるようにするため、市民が市政に関し必要な情報を得られるよう、市民の知る権利を十分尊重していくことを基本理念の一つとして制定されたものであるが、その一方で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない(情報公開条例第3条)としている。</p> <p>したがって、情報公開に当たっては、被害生徒や保護者の個人に関する情報が保護されなければならない、児童生徒が特定され個人の権利利益を害するおそれのある情報には、慎重な配慮がなされるべきである。特に、心身の発達途上にある被害児童の保護法益は最大限に尊重されなければならない。</p> <p>f また、横浜市の情報公開条例では、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる場合」に非開示とすることが条文上明記されているが、「他の情報」について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引(以下「手引」という。)では、「照合の対象となる「他の情報」としては・・・何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。」との解釈が従前から示されている。</p> <p>近年は、SNSの普及等情報通信技術の急速な進歩を受けた社会のデジタル化により、関心をもてば、限定された範囲の情報であっても個人を容易に特定できるような状況が現出している。そのような状況を考慮すると、地域住民等限られた範囲でのみ保有される情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報についても、上記eで述べた児童生徒が特定され個人の権利利益を害するおそれのある情報として、これまでも増して慎重な配慮がなされるべきである。</p> <p>横浜市の情報公開条例は、個人識別型の条例であって、「他の情報」も条文上限定されていないこと、地域住民等一定の範囲内の者であれば保有し、又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報についても、当該個人の立場に立てば非開示として保護すべき個人の利益があること、近年のSNS等に係る状況などから、横浜市の情報公開条例の解釈としては、上記手引の解釈は妥当性を有するものと解される。確かに、情報公開制度を守る立場から「他の情報」の範囲がいたずらに拡大しないような解釈が求められるが、「他の情報」の範囲については事案の性質、個人情報の性質により個別具体的な判断が求められるのであり、本件では、上記のように被害児童の法益が重視されるべきものであると解される。</p> <p>g 本件審査請求文書を見分したところ、仮に体罰教諭の氏名を公にすると、地域住民や学校関係者等であれば入手可能である情報と照合することにより、体罰という機微に渡る事案における被害生徒及び被害生徒の保護者が識別されるおそれがあることは否定できない。</p> <p>したがって、体罰教諭の氏名は、被害生徒の個人に関する情報の一部であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>		
<p>2085</p>	<p>(ウ) 被害生徒の在籍組、傷病名、部活動を推測できる記述及び被害生徒との関係について 実施機関は、他の情報と照合することにより、被害生徒が識別されるおそれがあるとして、非開示としている。 当審査会が見分したところ、当該情報は、他の情報と照合することにより、被害生徒が識別されるおそれがあると認められ、本号本文前段に該当する。また、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。ただし、部活動を推測できる記述のうち別表2に示す部分に係る情報は既に開示されている情報と同じであるので、本号に該当しない。</p> <p>(エ) 被害生徒及び被害生徒の保護者の感想等について 実施機関は、本件のような体罰事件においては、特定の個人が識別されることはないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。 当審査会が見分したところ、被害生徒の受けた体罰に係る率直な感情や、被害生徒の保護者の考えなど、個人の内面に関する情報であり、特定の個人が識別されることはないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(オ) 体罰教諭の職種、担当学年組及び被害生徒に対する感想等について 実施機関は、他の情報と照合することにより、被害生徒が識別されるおそれがあるとして、非開示としている。 当審査会が見分したところ、体罰教諭の被害生徒に対する感想等のうち別表3に示す部分に係る情報は、体罰教諭が体罰の原因となる生徒の態度や様子を感じ取ったもので、公にすることにより、多数の部員がいる中で特定の生徒が識別されるおそれがあるとは認められなかった。 したがって、別表3に示す部分に係る情報は、本号本文に該当しない。 その余の部分は、他の情報と照合することにより、被害生徒が識別されるおそれがあると認められ、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、上記の情報公開条例第7条第2項第2号に該当すると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。そこで、その余の部分について、以下検討する。</p> <p>イ 文書1の体罰教諭の被害児童に対する感想等について 実施機関は、公にすることにより、公正かつ円滑な人事確保に支障をきたすおそれがあるとして、非開示としている。 当審査会が見分したところ、別表1に示す部分に係る情報は、体罰教諭の発言内容であり、体罰に関する情報であるが、これらの記載を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められなかった。 したがって、文書1の体罰教諭の被害児童に対する感想等は、本号エに該当しない。</p> <p>ウ 文書2の体罰教諭の被害生徒に対する感想等について 実施機関は、公にすることにより、公正かつ円滑な人事確保に支障をきたすおそれがあるとして、非開示としている。 当審査会が見分したところ、別表3に示す部分に係る情報は、体罰教諭が生徒の態度や様子を感じ取ったもので、体罰を行った原因となるものであり、これらの記載を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められなかった。 したがって、文書2の体罰教諭の被害生徒に対する感想等は、本号エに該当しない。</p> <p>別表1（文書1 体罰教諭の被害児童に対する感想等）</p> <table border="1" data-bbox="240 2056 1453 2105"> <tr> <td data-bbox="240 2056 724 2105"> <p>該当部分の表示</p> </td> <td data-bbox="724 2056 1453 2105"> <p>該当部分</p> </td> </tr> </table>	<p>該当部分の表示</p>	<p>該当部分</p>
<p>該当部分の表示</p>	<p>該当部分</p>		

答申 番号	判断の要旨	
2085	1 発生の経過及び状況	14 行目 17 文字目から 24 文字目まで
		14 行目 26 文字目から 33 文字目まで
		23 行目 38 文字目から 24 行目 9 文字目まで
		24 行目 11 文字目から 22 文字目まで
		24 行目 24 文字目から 27 文字目まで
		24 行目 31 文字目から 43 文字目まで
		24 行目 45 文字目から 25 行目 7 文字目まで
		25 行目 11 文字目から 21 文字目まで
		38 行目 16 文字目から 23 文字目まで
		50 行目 16 文字目から 26 文字目まで
		51 行目 42 文字目から 52 行目 16 文字目まで
		52 行目 18 文字目から 28 文字目まで
		52 行目 30 文字目から 42 文字目まで
		53 行目 9 文字目から 22 文字目まで
		57 行目 12 文字目から 22 文字目まで
		59 行目 36 文字目から 39 文字目まで
59 行目 41 文字目から 60 行目 6 文字目まで		
別表 2 (文書 2 部活動を推測できる記述)		
該当箇所の表示	該当箇所	
2 関係者からの事情聴取	4 行目 37 文字目	
別表 3 (文書 2 体罰教諭の被害生徒に対する感想等)		
該当箇所の表示	該当箇所	
概要 (発生の状況)	7 行目 15 文字目から 25 文字目まで	
	10 行目 15 文字目から 23 文字目まで	
	13 行目 15 文字目から 23 文字目まで	
	16 行目 11 文字目から 19 文字目まで	
	20 行目 19 文字目から 31 文字目まで	
	23 行目 29 文字目から 24 行目 4 文字目まで	
	31 行目 17 文字目から 23 文字目まで	
	31 行目 44 文字目から 32 行目 10 文字目まで	
	34 行目 25 文字目から 29 文字目まで	
	1 発生の経過及び状況	9 行目 8 文字目から 13 文字目まで
13 行目 25 文字目から 33 文字目まで		
17 行目 10 文字目から 18 文字目まで		
21 行目 2 文字目から 12 文字目まで		
23 行目 24 文字目から 26 文字目まで		
29 行目 3 文字目から 14 文字目まで		
31 行目 29 文字目から 31 文字目まで		
36 行目 17 文字目から 25 文字目まで		

答申 番号	判断の要旨	
		43 行目 32 文字目から 35 文字目まで 46 行目 19 文字目から 31 文字目まで 51 行目 29 文字目から 52 行目 3 文字目まで 72 行目 17 文字目から 23 文字目まで 72 行目 44 文字目から 73 行目 4 文字目まで 80 行目 25 文字目から 30 文字目まで
2086	<p>《学校教育事務所における体罰に関する報告書に係る事務について》</p> <p>横浜市では、体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。</p> <p>学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、学校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき、「体罰に関する報告書」を作成し、教育委員会事務局の所管課（小中義務教育学校においては方面別の学校教育事務所指導主事室）に提出し、報告する。報告を受けた学校教育事務所指導主事室は、体罰事実の認定のため、体罰審査委員会に諮る。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立D小学校の学校長が特定年月日に教育委員会事務局に提出した体罰に関する報告書である。</p> <p>ア 体罰に関する報告書は様式が定められており、当該様式には、発生日時及び発生場所、概要（発生の状況）、当該児童の氏名、在籍学年・組、性別、生年月日、年齢及び保護者氏名並びに当該教諭の氏名、職種、担当学年・組、性別、生年月日及び年齢の記載欄があり、また、「1 発生の経過及び状況」、「2 関係者からの事情聴取」、「3 体罰をした教職員に関すること」、「4 学校長に関する事項」及び「5 事実経過」と記入すべき項目が示されている。</p> <p>イ 本件処分において、実施機関は、体罰の発生場所の一部並びに当該児童欄に記載された被害を受けた児童（以下「被害児童」という。）の氏名、在籍組、生年月日、年齢及び保護者の氏名、当該教諭欄に記載された体罰を行った教諭（以下「体罰教諭」という。）の氏名、生年月日、年齢、職種及び担当組並びに「1 発生の経過及び状況」以下の項目に記載された内容のうち、被害児童の組が推測できる記述、被害児童及び被害児童の保護者の心情に関する記述を情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。このうち、体罰教諭の氏名、職種及び担当組については情報公開条例第7条第2項第6号にも該当するとしている。また、体罰教諭、学校及び学級に対する学校長の評価については情報公開条例第7条第2項第6号に該当するとして非開示としている。</p> <p>なお、実施機関は、学校名、校長の氏名及び被害児童の在籍学年については開示している。</p> <p>ウ これに対し、審査請求人は、個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書の教員名等は公開されるべきであると主張しているので、以下検討する。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 被害児童の氏名、生年月日、年齢及び保護者の氏名並びに体罰教諭の生年月日及び年齢について</p> <p>当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 体罰教諭の氏名について</p> <p>(ア) 実施機関は、他の情報と照合することにより、被害児童及び保護者の氏名並びに被害児童の在籍組を識別することができるおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>(イ) これに対し、審査請求人は、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件（確定）。以下「平成18年大阪高裁判決」という。）、平成29</p>	

答申 番号	判断の要旨
2086	<p>年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（確定）。以下「平成29年神戸地裁判決」という。）等を示し、体罰教諭の氏名を公にすると特定の被害児童が識別されるという理論は司法判断で否定されていると主張している。</p> <p>(ウ) そこでこれらの裁判例を見ると、兵庫県の情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）及び神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）（以下これらを「兵庫県等条例」という。）の条文解釈として、「特定の個人を識別することができるもの」とは、他の情報と関連付けることができ、そのことによって、間接的に特定の個人を識別することができる場合を含む趣旨である等としたうえで、その要件について、「一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによる方法であり、同方法によって特定の個人を識別することが相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、単に特定の個人を識別することができる可能性がある場合を除くものと解するのが相当」（平成18年大阪高裁判決）、「特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らないような場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非開示とすべきものと解される。」（平成29年神戸地裁判決）という解釈を示し、これらの要件に照らして、体罰教諭の氏名を公にすることによる被害児童の識別性を否定する結論が導かれている。</p> <p>(エ) これらの裁判例は個人情報保護の利益に比して情報公開の意義を重視しているように見える。</p> <p>この点については、まず、裁判例が依拠する兵庫県等条例は、非開示とすべき個人情報を、「特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」（兵庫県）、「特定の個人が識別され、若しくは識別される情報（・・・）であって次に掲げるもの・・・ ア 公にしないことが正当であると認められるもの」（神戸市）と規定しており、いわゆるプライバシー型の条例であることに留意する必要がある。これに対して横浜市の情報公開条例は、個人識別型の条例であり、個人が識別される情報を特に限定せずに非開示事由として規定した上で、ただし書を置いて、個人情報保護と情報公開の調整を図っている。</p> <p>もっとも、個人識別型の条例においてもプライバシー型の条例においても、情報公開請求権と個人情報保護の権利利益の調整が図られる結果、実際の運用において大きな違いを生じないと一般に考えられている。</p> <p>結局、上記裁判例は、特定の条例の下において特定の開示請求事案に対する一つの判断を示したものと理解するのが適当であると解され、必ずしも一般化できるものではないのであり、本件処分は司法判断に反するとの審査請求人の主張は必ずしも正鵠を得たものとはいえないと当審査会は判断する。</p> <p>(オ) 横浜市の情報公開条例は、地方自治の本旨に基づき、市民が市政に積極的に参加できるようにするため、市民が市政に関し必要な情報を得られるよう、市民の知る権利を十分尊重していくことを基本理念の一つとして制定されたものであるが、その一方で、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（情報公開条例第3条）としている。</p> <p>したがって、情報公開に当たっては、被害児童や保護者の個人に関する情報が保護されなければならない、児童生徒が特定され個人の権利利益を害するおそれのある情報には、慎重な配慮がなされるべきである。特に、心身の発達途上にある被害児童の保護法益は最大限に尊重されなければならない。</p> <p>(カ) また、横浜市の情報公開条例では、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる場合」に非開示とすることが条文上明記されている</p>

答申 番号	判断の要旨
2086	<p>が、「他の情報」について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引（以下「手引」という。）では、「照合の対象となる「他の情報」としては・・・何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。」との解釈が従前から示されている。</p> <p>近年は、SNSの普及等情報通信技術の急速な進歩を受けた社会のデジタル化により、関心をもてば、限定された範囲の情報であっても個人を容易に特定できるような状況が現出している。そのような状況を考慮すると、地域住民等限られた範囲でのみ保有される情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報についても、上記(オ)で述べた児童生徒が特定され個人の権利利益を害するおそれのある情報として、これまでも増して慎重な配慮がなされるべきである。</p> <p>横浜市の情報公開条例は、個人識別型の条例であって、「他の情報」も条文上限定されていないこと、地域住民等一定の範囲内の者であれば保有し、又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報についても、当該個人の立場に立てば非開示として保護すべき個人の利益があること、近年のSNS等に係る状況などから、横浜市の情報公開条例の解釈としては、上記手引の解釈は妥当性を有するものと解される。確かに、情報公開制度を守る立場から「他の情報」の範囲がいたずらに拡大しないような解釈が求められるが、「他の情報」の範囲については事案の性質、個人情報の性質により個別具体的な判断が求められるのであり、本件では、上記のように被害児童の法益が重視されるべきものであると解される。</p> <p>(キ) 本件審査請求文書を見分したところ、仮に体罰教諭の氏名を公にすると、地域住民や学校関係者等であれば入手可能である情報と照合することにより、体罰という機微に渡る事案における被害児童及び被害児童の保護者が識別されるおそれがあることは否定できない。</p> <p>したがって、体罰教諭の氏名は、被害児童の個人に関する情報の一部であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 被害児童の在籍組、体罰の発生場所の一部、被害児童の組を推測できる記述並びに体罰教諭の職種及び担当組について</p> <p>実施機関は、他の情報と照合することにより被害児童を識別できることとなる情報であるとして、非開示としている。</p> <p>当審査会が見分したところ、当該情報は、被害児童の個人に関する情報の一部であって、他の情報と照合することにより、被害児童を識別することができるおそれがあると認められ、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 被害児童及び被害児童の保護者の心情に関する記述について</p> <p>実施機関は、本件のような体罰事件においては、開示することにより特定の個人が識別されることはないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。</p> <p>当審査会が見分したところ、被害児童の心情に関する記述のうち別表に示す部分に係る情報は、既に開示している体罰教諭や発生場所に居合わせた児童の発言と同様の体罰の状況であり、本号に該当しない。</p> <p>その余の記述は、被害児童が体罰に遭ったときの感情や様子などの個人の内面に関する情報又は被害児童の保護者の体罰に関する感想や考え方であり、いずれも、特定の個人が識別されることはないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、上記の情報公開条例第7条第2項第2号に該当すると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断</p>

答申番号	判断の要旨	
2086	<p>するまでもない。そこで、その余の部分について、以下検討する。</p> <p>イ 体罰教諭、学校及び学級に対する学校長の評価について</p> <p>実施機関は、学校運営の適正な執行を確保する観点から、公にすることにより、今後の学校運営に支障を及ぼすおそれがある情報であるとして、非開示としている。</p> <p>当審査会が見分したところ、当該情報は、体罰教諭、当該学校及び当該学級に対する機微な評価であり、公にすることにより、今後の学校運営の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。</p>	
	別表（被害児童の心情に関する記述）	
	該当部分の表示	該当部分
	2 関係者からの事情聴取 (1) 当該児童	1 行目 36 文字目から 2 行目 6 文字目まで 2 行目 23 文字目から 43 文字目まで 4 行目 37 文字目から 5 行目 3 文字目まで

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinH31.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第5号まで省略）

(6) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからウまで省略）

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
(才省略)

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881